

公立大学法人広島市立大学利益相反マネジメント規程

令和3年6月29日

規 程 第 18 号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学利益相反マネジメントポリシーに基づき、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の教職員等が産学官連携活動を行う場合に生じる利益相反について適正かつ効率的に管理すること（以下、「利益相反マネジメント」という。）を目的とし、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 法人の役員（非常勤を除く。）及び法人と雇用関係にある常勤・非常勤の職員をいう。
- (2) 産学官連携活動 法人と企業等との間で行う共同研究、受託研究、技術移転（実施許諾、権利譲渡、技術指導）、教職員等の兼業、寄附金の受入れ、施設、設備の利用の提供及び物品の購入その他法人と企業等が連携して行う研究その他の活動をいう。
- (3) 利益相反 狭義の利益相反と責務相反を含む。狭義の利益相反とは、教職員等又は法人が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育及び研究という法人における責任が衝突している状態をいう。教職員等個人が得る利益と教職員等個人の法人における責任との相反（個人としての利益相反）と法人組織が得る利益と法人の社会的責任との相反（法人としての利益相反）とが含まれる。責務相反とは、教職員等が主に兼業活動により企業等にも職務遂行責任を負っていて、法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が衝突している状態をいう。
- (4) 企業等 国、地方公共団体、独立行政法人、会社（大学発ベンチャー企業を含む。）その他の営利企業、又はその他の団体をいう。
- (5) 部局等 学部、研究科、広島平和研究所及び事務局並びに附属施設・センターをいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 教職員等が、企業等と産学官連携活動等を行う場合
- (2) 教職員等が、企業等から金銭又は株式等を取得する場合
- (3) 教職員等が、企業等から便益の供与を受ける場合
- (4) 教職員等が、学生等を産学官連携活動等に從事させる場合
- (5) その他第4条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象として認めた場合

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 利益相反に関する重要事項の審査等を行うため、法人に、公立大学法人広島市立大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び実施する。

- (1) 利益相反に係る調査及び審査に関すること
- (2) 利益相反に係る施策及び啓発に関すること
- (3) その他利益相反マネジメント全般に関すること

(構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 法人経営担当理事
- (2) 学術・社会貢献担当理事
- (3) 教育・学生支援担当理事
- (4) 学部長・研究科長
- (5) 広島平和研究所長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命し、又は委嘱する者

2 委員会に委員長を置き、法人経営担当理事をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第7条 前条第1項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長と副委員長)

第8条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第9条 委員会は、原則として年1回会議を開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(教職員等の責務)

第11条 教職員等は、自らの行為が利益相反に該当する場合は、第17条に規定する利益相反アドバイザーに相談する等、利益相反によって生じる問題の回避に自ら努めるものとする。

- 2 教職員等は、委員会が行う第5条第1項に規定する調査等に協力するものとする。
- 3 前項の調査に協力するため、教職員等は、利益相反に関する自己申告書（以下「申告書」という。）を提出するものとする。
- 4 前項に規定するもののほか、委員長は、特に必要と認めるときは、教職員等に利益相反に関する申告を行わせることができるものとする。
- 5 第2項の調査の具体的な実施方法及び第3項の申告書の様式については、委員会が別に定める。

(利益相反マネジメントのための調査及び審査)

第12条 第5条第1号の調査及び審査は、教職員等からの申告書等の提出により実施する。

- 2 委員会は、前項の調査に基づき、利益相反状況を審査し、改善が必要であるか否かを判定する。

(調査結果に基づく報告及び措置等)

第13条 委員会は、前条の調査及び審査の結果、利益相反に該当する状況の疑義が生じることが懸念される場合は、必要に応じて当該教職員等に対し事情聴取等

を行い、改善を要すると認めたときは、理事長に報告するものとする。

- 2 委員会は、前条の調査及び審査の結果、利益相反に該当する状況の疑義が生じた場合は、更に必要な調査を行い、問題の有無及び必要な措置について理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、第1項又は前項の報告に基づき、必要な措置を決定し、当該教職員等及び部局等の長に通知するものとする。
- 4 委員会は、前項の通知を受けた教職員等に対して、改善状況について報告を求めることができる。

(不服申立て)

第14条 教職員等は、前条第3項の措置に対し不服がある場合は、理事長に対して書面により不服申立てを行うことができる。ただし、同一事案について1回に限る。

- 2 理事長は、不服申立てに関する書面を受理したときは、委員会に対し再審査を指示するものとする。
- 3 委員会は、再審査の結果を理事長に報告するものとする。
- 4 理事長は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する措置を決定し、当該教職員等及び部局等の長に通知するものとする。

(学内外への周知)

第15条 委員会は、利益相反に関する意識の向上を図るため、利益相反マネジメントの理念、方法等を教職員等に周知するとともに、適宜啓発活動を行うものとする。

- 2 委員会は、法人の利益相反に関する情報を学外に公表することにより社会に対する説明責任を果たすものとする。
- 3 前項の公表に当たっては、教職員等の個人情報保護に留意して行うものとする。
- 4 法人の利益相反に関する学内外からの問合せについては、委員会は理事長と対応を協議し、委員会が対応するものとする。

(委員会の議事及び運営に関し必要な事項)

第16条 第5条から前条までに定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(利益相反アドバイザー)

第17条 法人に、利益相反マネジメントを適切に遂行するために、利益相反アド

バイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、委員会の推薦により、学内の教職員から理事長が任命、又は学外の者を理事長が委嘱する。

3 アドバイザーに関し必要な事項については、委員会が別に定める。

（守秘義務）

第18条 委員、アドバイザー及びその他利益相反への対応に関わるすべての者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その業務を退いたのちも同様とする。

（事務）

第19条 この規程に関する事務は、関係部局等の協力の下、地域共創・研究推進室において行う。

（雑則）

第20条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。